

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務、徳島県(精神保健福祉センター)への進達事務、精神障害者保健福祉手帳の交付事務、精神障害者保健福祉手帳情報の確認業務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神障害者保健福祉手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ④交付時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力
③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	I-1 ③システムの名称	障害者総合支援法管理システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 日下 裕司	障害福祉課長 鈴木 善美	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	II しいき値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成27年12月25日	II しいき値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 鈴木 善美	障害福祉課長 相原 祐二	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	II しいき値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	II しいき値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月31日	I-1 ②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務、徳島県(精神保健福祉センター)への進達事務、精神障害者保健福祉手帳の交付事務、精神障害者保健福祉手帳情報の確認業務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神障害者保健福祉手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ④交付時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ⑤情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務、徳島県(精神保健福祉センター)への進達事務、精神障害者保健福祉手帳の交付事務、精神障害者保健福祉手帳情報の確認業務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神障害者保健福祉手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ④交付時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ⑤情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年10月2日	I-1 ②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務、徳島県(精神保健福祉センター)への進達事務、精神障害者保健福祉手帳の交付事務、精神障害者保健福祉手帳情報の確認業務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神障害者保健福祉手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ④交付時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ⑤情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務、徳島県(精神保健福祉センター)への進達事務、精神障害者保健福祉手帳の交付事務、精神障害者保健福祉手帳情報の確認業務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神障害者保健福祉手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ④交付時における精神障害者保健福祉手帳情報の障害者福祉システムへの入力 ⑤情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月2日	I-1 ③システムの名称	障害者総合支援法管理システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
平成29年10月2日	I-4 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
平成29年10月2日	I-4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 【別表第二における情報照会の根拠】 25の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 【情報照会の根拠】 18条	(削除)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
平成29年10月2日	II しいき値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
平成29年10月2日	II しいき値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
平成30年7月11日	I-5 ②所属長の役職	障害福祉課長 相原 祐二	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II しいき値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
平成30年7月11日	II しいき値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	II しいき値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
令和2年9月16日	II しいき値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における 担当部署 -①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月21日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 -請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援 係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援 係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月22日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更にとらならないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 ー8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ー連絡先	徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月23日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	I 関連情報 ー3. 個人番号の利用 ー法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の14の項	番号法第9条第1項 別表の22の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	IV リスク対策 ー5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ー不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	ー	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため